

千葉県「行動援護従業者養成研修」実施要綱

1 目的

この要綱は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。）の規定に基づき、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者のニーズに対応するために必要な知識、技能を有する行動援護従業者の養成研修の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 実施主体

この研修の実施主体は、千葉県または千葉県知事（以下「知事」という。）が別途定めるところにより研修を実施するものとして指定した者とする。ただし、県は研修の全部又は一部を適当と認められる講習機関等に委託することができるものとする。

3 受講対象者

受講対象者は、原則として、行動援護に従事する者又は従事することを希望する者とする。

4 研修の内容

研修は、講義及び演習とし、目的、研修時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。

(1) 目的

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得

(2) 研修時間

24時間

(3) カリキュラム

別紙「行動援護従業者養成研修カリキュラム」のとおり

5 研修の方法

研修は、講義、演習又は実習により行うものとする。

6 科目の免除

本研修については、科目免除は適用しない。

7 研修期間

本研修の修了認定のための履修期間は、2ヶ月以内とする。ただし、受講生に病気等のやむを得ない事情がある場合については、4ヶ月以内とする。

8 修了認定

この研修の実施主体は、原則として所定の研修課程を修了した者に対して、修了の認定を行うものとする。

9 修了証明書の交付等

- (1) この研修の実施主体は、研修の修了を認定した者に対し、修了証明書及び携帯用修了証明書（別記様式1）を交付するものとする。
- (2) この研修の実施主体は、修了証明書及び携帯用修了証明書を交付した者について、修了証明書番号、修了年月日、氏名、生年月日、現住所等必要事項を記載した研修修了者名簿（別記様式2）を管理するものとする。
- (3) 知事は、研修の実施主体から提出された名簿を適正に管理するものとする。

10 研修の教材

教材は、各課程のカリキュラム内容を網羅し、研修を効果的に実施できるものを使用するものとする。また、テキストに加え、副読本の活用や視覚教材の活用等を図るものとする。

附則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第 号
修 了 証 明 書
氏 名 生年月日 年 月 日生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する、行動援護従業者養成研修を修了したことを証明する。
（元号）年 月 日
（研修事業者名） （代表者職・氏名）
印

修了証明書（携帯用）	第 号
氏 名 生年月日 年 月 日生	
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示第538号）に規定する、行動援護従業者養成研修を修了したことを証明する。	
（元号）年 月 日	
（研修事業者名） （代表者職・氏名）	
印	

研修修了者名簿

事業者名

年度（西暦）

修了証明書 番号	修了年月日 ※ 1	所属機関名	氏名	生年月日 ※ 2	性別 ※ 3	住所	電話番号	現況 ※ 4

■研修修了者名簿記入上の注意

※ 1 年（西暦 4 桁）、月・日（2 桁）の数字のみで記入すること 【記入例】 2003 年 8 月 31 日→20030831

※ 2 ※ 1 と同じ方法で記入。ただし、生年月日不明の場合は 1900 年 1 月 1 日（19000101）として記入すること

※ 3 女性は F、男性は M で記入すること 【記入例】 女性の場合→F

※ 4 現況区分は下記コードのとおり記入すること 【記入例】 在職中（休職含む）→01、求職中→02、退職（再就職意思なし）→03、就職意思なし→04、その他→09

行動援護従業者養成研修カリキュラム

科目名	時間数	講師要件
I 講義	10	
1 強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
3 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
4 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
II 演習	14	
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
4 障害特性の理解とアセスメント	3	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
5 環境調整による強度行動障害の支援	3	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
6 記録に基づく支援の評価	1.5	・強度行動障害支援者養成研修修了者等
7 危機対応と虐待防止	1	・強度行動障害支援者養成研修修了者等

※本研修課程については、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と合同で開催できる。